

安全の保障はなく、避難計画に実効性はありません 大飯原発3・4号の再稼働に反対を表明し、行動してください

滋賀県知事 三日月 大造 様

2017年11月1日 避難計画を案ずる関西連絡会

日頃から原発の再稼働に反対を表明され、滋賀県民の安全はもとより、関西約1,400万人の命の水源である琵琶湖を守っていただき、ありがとうございます。

関西電力は現在、大飯原発3・4号の再稼働に向けて準備を進めています。1月中旬には3号の原子炉起動、3月中旬には4号の原子炉を起動しようとしています。しかし、ひとたび事故が起これば、滋賀県民、関西住民にも甚大な被害が及ぶことは福島原発事故で証明済みです。一企業でしかない関電の利益追求のために、住民を危険にさらすことは許されません。

福島原発事故から6年半が過ぎましたが、事故原因は特定されず、廃炉の技術も道筋も未だ目途さえたっていません。避難者は福島県だけで約6万人におよび、政府は帰還を強要していますが、線量の高い地域に戻る住民は限られています。福島県の「県民健康調査」で見つかっただけでも、194名もの子どもたちが甲状腺がんまたは悪性の疑いがあると診断され、その内手術を終えた154名が甲状腺がんと確定しています。大人も含めれば1,000名以上の人が甲状腺がんの手術を受けていることが国会で明らかになっています。原発事故を二度と繰り返してはなりません。

私たちは7月と9月に、大飯原発から30km圏内の高島市今津町と朽木地区の大半の地域を回り、各戸を訪問しました。多くの方が福島原発事故をわが身のこととして捉え、「故郷を失いたくない」「原発事故は絶対に嫌です」「再稼働反対はあたりまえ」等々、大飯原発の再稼働に反対する多くの声を聞きました。また、「避難道路が雪や土砂災害で使えないのではないか」「高齢者が多く避難は無理」「県や市から避難計画について説明を受けていない」という不安も語られていました。

福島原発事故の悲劇を繰り返さないためには、原発の再稼働を止める以外にはありません。以下の質問と要望に答えてください。

要 望 事 項

1. 安全の保障はなく、避難計画に実効性はないため、大飯原発3・4号の再稼働にはっきりと反対を表明してください。
2. 再稼働を止めて、県民と関西住民の安全を守るため、国や関電、関西広域連合や関西自治体等に働きかけてください。
3. 住民説明会は、出席者を区長等に限ることなく住民誰もが参加でき、地理的条件を考慮して地区ごとに開く等して、住民の声を汲み取ってください。

質 問 事 項

【1. 安全性の問題について】

1. 関西電力・国の事故時の放射能放出量と被ばく量の著しい過小評価について

関西電力は、大飯原発 3・4 号の事故時の放射能放出量と被ばく量を評価していますが、著しい過小評価になっています。京都府の「第 2 回大飯発電所に係る地域協議会」(8 月 31 日)で関電が説明した資料(※1)では、セシウム 137 の放出量は、福島原発事故の 1,000 分の 1 以下の 5.2 テラ Bq (福島原発事故では推定 16000 テラ Bq) であると説明し、「一時移転は不要」「屋内退避で十分」としています。

しかしこの評価は、①敷地に地割れ等はなく、②事故後約 60 分で電源車やポンプ等が全て正常に作動し、③原子炉容器の底が割れるメルトスルー開始時(108 分)には放出はほぼ終了、④格納容器の損傷は全くなし(これは格納容器が破損した場合の対策を求めている設置許可基準規則 55 条に反しています)というシナリオを前提にしています。福島原発事故の実態からすれば、都合の良い全く甘い想定だと言わざるを得ません。国は、この甘い想定を認めています。

※1: 8 月 31 日京都府の「第 2 回大飯発電所に係る地域協議会」資料 2 19 頁

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/290831siryou2.pdf>

(1) このような過小評価は認められず、放射能放出量と被ばく量について、福島原発事故並みの評価を実施するよう関電・国に求めるべきではないですか。

2. 火山灰対策について

原子力規制委員会は、これまでの火山灰濃度を約 100 倍以上(2~4g/m³)に厳しくした新しい基準を 11 月にも施行します。10 月 20 日にパブコメが終了し、現在新基準の策定作業中です。

再稼働を急ぐ関電は新基準ができるのを待たず、非常用ディーゼル発電機用の新型フィルタを 9 月に設置し、火山灰対策は十分だとしています。しかし関電の対策は、実物の約 400 分の 1 のフィルタで簡易試験を実施し、フィルタの火山灰吸着能力を勝手に 20 倍に引き上げています。さらに、関電が想定している火山灰濃度は約 1.5 g/m³で、規制庁の想定約半分です。火山灰濃度が 3g/m³の場合は、2 分以内にフィルタは目詰まりします。フィルタ取替は間に合わず、非常用ディーゼル発電機は機能喪失に陥り、全電源喪失の危険があります。

(1) 関電の勝手な対策だけでは、再稼働は認められないのではないですか。

(2) 新基準が策定された後に、これまで審査で用いていたフィルタ能力で国が審査し、安全を確認すべきではないですか。

【Ⅱ. 避難計画について】

1. 避難経路の重複について

高島市民の避難経路は、下記のように福井県民の避難経路と重複しています。これでは計画段階から、避難が困難なことは目に見えています。

- ・国道 303→国道 161 は、若狭町住民の兵庫避難の正式な経路となり、全町民 1 万 5 千人が使用する可能性があります。
- ・また、同ルートは若狭町住民等が福井県内に避難する経路にも指定されています。

(1) 福井県や内閣府との協議では、この問題はどのように議論されたのですか。

(2) おおい町は、「段階的避難なので、福井県民が先に避難する」と公言しています。高島市民は、福井住民が避難するまで屋内退避するのですか。滋賀県はこれを認めているのですか。

(3) 国道 367 は、大津市民の避難経路ですが、30km 圏内の京都市左京区久多地区の住民の経路にもなっています。また事故が拡大すれば、敦賀市民が奈良県に避難する場合の経路でもあり、渋滞により滋賀県民の避難は困難になります。高島市、京都市、敦賀市等と協議していますか。

2. 若狭町が上記経路を使う場合のスクリーニング場所（避難中継所）について

(1) 若狭町民のスクリーニング場所はどこですか。

(2) スクリーニング場所の候補地になっている「道の駅熊川宿」を視察しました。ここは 30km 圏内にあり、スペースも狭く（駐車場は約 30 台）スクリーニング場所としては適していません。30km 圏内で除染しても、滋賀県に入るまでにまた汚染され、福井住民の安全も保障できず、「汚染の拡大防止」もできません。

「道の駅熊川宿」でのスクリーニングは認められないと表明すべきではないですか。

3. 避難道路の途絶等について

高島市 30km 圏内の今津町も朽木地区も、国道に出るまでの避難道路は狭隘で、対面通行もできないほどの道です。土砂災害危険区域も多数存在し、これまでも災害で孤立した地域があります。ます。例えば朽木地区では、狭い県道 783 号しかありません。とりわけ積雪や土砂災害等では避難は不可能となります。また、国道 367 号も先日の台風 21 号で大変な被害が出ており、毎年のように自然災害による通行止めや交通規制が行われています。

滋賀県は昨年 10 月に、雪等で道路が途絶した場合には、ヘリコプターで救助することも検討しています（2016 年 10 月 19 日 滋賀県原子力防災専門会議 資料 1、5 頁）。この資料では、約 700 名をヘリで救助することになっています。

(1) 自然災害と原発事故が重なれば、避難は不可能ではないですか。

(2) 放射線量の高い中、また高齢者や病人が多い状況で、ヘリによる約 700 名の救助は不可能ではないですか。昨年 10 月以降、具体的な対策が進んでいるのですか。

4. 避難弱者の避難先・避難手段について

高島市 30km 圏内の避難者は、住民約 540 名と角川地区の 2 か所の福祉施設入所者・職員を合わせて約 1,000 名です。高齢者、施設入所者等の避難弱者が多数を占めています。

福井県や京都府舞鶴市、宮津市の府県内避難計画では、施設入所者の避難先として避難元と同様の施設名が公表されています。しかし、滋賀県の避難計画では福祉避難所等は示されていません。

また、高島市民の県外避難先である大阪府の枚方市（9 月 1 日）、大阪府（9 月 21 日）、高槻市（10 月 3 日）に申し入れに行きましたが、避難所や福祉避難所は決まっていませんでした。

(1) 今津町杉山地区の「すぎやまの家杉山寮」と「杉山ホームすぎやま」の約 30 名の避難先は、住民の避難所と同じ「今津中学校」ですか。福祉避難所は決まっていますか。避難手段は決まっていますか。

(2) 今津町角川地区の「角川ヴィラ」と「橡生（とちう）の里」の入所者・職員は約 440 名にもなります。この両施設については、県外避難先である枚方市や大阪府の回答は「両施設については、枚方市では受け入れはしない」「施設の運営主体が持っている大阪府内の施設に避難することになっていると、高島市と滋賀県から聞いている」とのことでした。

①両施設の入所者・職員の避難先はどこですか。約 440 名もの人が避難できる所ですか。

②約 440 名の避難手段はどうなっていますか。滋賀県や高島市がバスや福祉車両を準備するのですか。

③スクリーニングは、今津総合運動公園で実施するのですか。

④大阪府下の施設で受け入れる場合、大阪府や該当する自治体と協議していますか。

5. 県外避難先の大阪府の避難所について

県外避難先である大阪府は、鶴見緑地公園のような「拠点避難所」しか公表していません。枚方市や高槻市は、担当部署内で避難所の候補をあげているが公表はしないと述べています。関西広域連合が「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」を作成してから 3 年半が経ちますが、いまだこのような状況です。災害対策基本法では、避難所を決めて公表することを義務づけていますが、これに反しています。

(1) 7 月 12 日の滋賀県と私たちの意見交換会では、「避難所は決めてほしい」と述べられていました。大阪府や担当自治体との協議は進んでいますか。

6. 安定ヨウ素剤の事前配布について

滋賀県では、30km 圏内の学校や幼稚園、避難集結場所でも安定ヨウ素剤を備蓄しています。しかし、配布・服用は、事故時に医師等が避難集結場所に到着して実施することになっています。住民の皆さんからも「これでは遅すぎる」という声を多く聞きました。

(1) 30km 圏内の住民に対して、事前配布すべきではないですか。

7. 高浜原発と大飯原発の同時発災について

(1) 滋賀県は 7 月の意見交換会で、稼働中の高浜原発と大飯原発が同時に事故になった場合の影響評価や避難計画は必要だと述べられました。現在は、両原発の同時発災を考慮した避難計画等は示されていません。現状では、再稼働は認められないのではないですか。

【Ⅲ. 住民説明会について】

1. 住民説明会の持ち方等について

滋賀県は 7 月の意見交換会で、大飯原発の再稼働については、高島市と協力して住民説明会を開催すると述べられていました。京都府の 30km 自治体で住民説明会が開かれましたが、出席者を区長等に限る自治体もありました。

7 月・9 月の今津町・朽木地区の戸別訪問では、「自治体からの説明を受けたことがない」「県外避難先が大阪府だとは初めて知った」等の声を多く聞きました。

(1) 住民説明会の日程や内容等は決まりましたか。

(2) 出席者を制限することなく、住民は誰もが参加できますか。

(3) 30km 圏内は、高齢者も多く交通も不便なため、住民が参加しやすいように地区ごとに開くべきではないですか。

2017 年 11 月 1 日

避難計画を案ずる関西連絡会



連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会） mihama@jca.apc.org

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581